

BELS 評価手数料規程

日本タリアセン株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS 評価業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する BELS 評価業務に係る評価手数料（以下「評価手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(評価手数料)

第2条 業務規程第 12 条に規定する評価手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(評価手数料の収納方法)

第3条 申請者は、評価手数料を「BELS 評価業務約款」（以下「業務約款」という。）第 5 条に規定する手数料の支払方法により納入する。

(評価手数料を減額するための要件)

第4条 JTC は、評価業務等が効率的に実施できる場合等、合理的な理由がある場合、評価手数料を減額することができる。

(評価手数料を増額するための要件)

第5条 JTC は、複合建築物その他評価業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして JTC が判断した場合等、合理的な理由がある場合、評価手数料を増額することができる。

(附則)

この規程は 平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 6 月 1 日 制定

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

別表

1) BELS評価手数料【非住宅】

① モデル建築法

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

延べ面積(m ²)	用途分類 ※		
	A種	B種	C種
0 m ² 以上 ～ 300 m ² 未満	100,000×N (110,000×N)	60,000×N (66,000×N)	40,000×N (44,000×N)
300 m ² 以上 ～ 2,000 m ² 未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
2,000 m ² 以上 ～ 3,000 m ² 未満	180,000×N (198,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
3,000 m ² 以上 ～ 4,000 m ² 未満	200,000×N (220,000×N)	140,000×N (154,000×N)	100,000×N (110,000×N)
4,000 m ² 以上 ～ 5,000 m ² 未満	240,000×N (264,000×N)	160,000×N (176,000×N)	120,000×N (132,000×N)
5,000 m ² 以上 ～ 10,000 m ² 未満	280,000×N (308,000×N)	200,000×N (220,000×N)	160,000×N (176,000×N)
10,000 m ² 以上 ～ 20,000 m ² 未満	320,000×N (352,000×N)	240,000×N (264,000×N)	180,000×N (198,000×N)
20,000 m ² 以上 ～ 50,000 m ² 未満	380,000×N (418,000×N)	300,000×N (330,000×N)	220,000×N (242,000×N)
50,000 m ² 以上 ～	別途見積		

※ 用途分類は、3) 用途分類による。

※ Nは、計算に適用するモデル数による係数

② 標準入力法（主要室入力法を含む）

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

延べ面積(m ²)	用途分類 ※		
	A種	B種	C種
0 m ² 以上 ～ 300 m ² 未満	170,000 (187,000)	120,000 (132,000)	90,000 (99,000)
300 m ² 以上 ～ 2,000 m ² 未満	270,000 (297,000)	170,000 (187,000)	150,000 (165,000)
2,000 m ² 以上 ～ 3,000 m ² 未満	330,000 (363,000)	190,000 (209,000)	190,000 (209,000)
3,000 m ² 以上 ～ 4,000 m ² 未満	370,000 (407,000)	230,000 (253,000)	210,000 (231,000)

4,000 m ² 以上 ～ 5,000 m ² 未満	430,000 (473,000)	270,000 (297,000)	230,000 (253,000)
5,000 m ² 以上 ～ 10,000 m ² 未満	490,000 (539,000)	330,000 (363,000)	270,000 (297,000)
10,000 m ² 以上 ～ 20,000 m ² 未満	570,000 (627,000)	370,000 (407,000)	330,000 (363,000)
20,000 m ² 以上 ～ 50,000 m ² 未満	650,000 (715,000)	450,000 (495,000)	390,000 (429,000)
50,000 m ² 以上 ～	別途見積		

※ 用途分類は、3) 用途分類による。

2) 注意事項

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については、3) 用途分類による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③ 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合、次の通り適用する。
 - ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種がなくB種が含まれるときはB種

ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断による。
- ④ モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じて係数(N)を乗じた額とする。
(モデル数2の場合:1.1 モデル数3の場合:1.2 モデル数4以上:1.3)
- ⑤ 計画変更の手数料は、当初適用された手数料の10分の6の額とする。
ただし、次の場合は上表の手数料とする。
 - ・モデル建築法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 改修前後の評価を行う場合は、上表の各手数料に当該手数料の10分の5の額を加算した手数料とする。
- ⑦ 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300 m²以上1,000 m²未満の建築物でJTCが副本を作成する場合、10,000円(税込11,000円) 当該副本を配送する場合、1,000円(税込1,100円)の手数料を、それ以外は別途見積により算定した手数料を加算する。
- ⑧ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の結果を利用した申請の場合は、上表の手数料によらず、一律10,000円(税込11,000円)とする。この時、外皮性能の審査を追加して行う場合は、上表の手数料の10分の1の額を加算する。
- ⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。

3) 用途分類

(確認申請書第四面に記載する用途コードによる)

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前頁に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
B種	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
	C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上家
建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設		08320

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
C種	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
要相談	その他	08990

4) BELS評価手数料【住宅】

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

	条件	手数料
一戸建ての住宅	単独審査	30,000 (33,000)
	併願審査	10,000 (11,000)
共同住宅等	単独審査(住戸のみ)	100,000 + 〈2,000×戸数〉 (110,000 + 〈2,200×戸数〉)
	単独審査(建築物全体の審査)	100,000 + 〈2,000×戸数〉 + 100,000 (110,000 + 〈2,200×戸数〉 + 110,000)
	併願審査	上記手数料の2分の1の額とする。

5) 注意事項

- ① 一戸建ての住宅の審査は、専用住宅のみを対象とし、用途分類が複数ある場合、別途見積とする。
- ② 一戸建ての住宅の単独審査において、建築物の延べ面積は500㎡以下を対象とし、500㎡を超える場合、別途見積とする。
- ③ 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の手数料は、「建築物全体の審査」の手数料とする。
- ④ 「共用部を有しない3住戸以下の共同住宅等」の手数料は、一戸建ての住宅の料金に戸数を乗じた額とする。

- ⑤ 戸数が5戸以下の共同住宅等の手数料は、戸数を5戸として算定する。
- ⑥ 併願審査の適用は、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限ることとする。
- ⑦ 変更申請の手数料は、当初の申請で適用された手数料に2分の1の額とする。
- ⑧ 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満の建築物でJTCが副本を作成する場合、10,000円（税込11,000円）当該副本を配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料を、それ以外は別途見積により算定した手数料を加算する。
- ⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。